○中国地方整備局告示第百七十五号

次の道路に共同溝を建設するので、共同溝の整備等に関する特別措置法（昭和三十八年法律第八十一号）第五条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年十月三日　　中国地方整備局長　戸田　和彦

道路の種類	路線名	区間
一般国道	二号	八広島市西区観音新町四丁目二八七六番一から同市西区観音新町四丁目二七三番まで

○九州地方整備局告示第百四十九号

浄化槽法（昭和五十八年法律第四十三号）第十六条の規定に基づき、平成二十三年十月一日付けをもって次のように工場において製造される浄化槽の型式について認定の更新をしたので、同法第十九条の規定に基づき公示する。

平成二十三年十月三日　　九州地方整備局長　中嶋　章雅

（別紙）

認定更新番号表

（平成23年10月１日）

製造業者名 代表者名 浄化槽名称	更新前の認定番号	更新後の認定番号
大管工業㈱ 代表取締役　中島　肇		
ダイカン浄化槽　ＤＴＲ－Ａ型	９－06－Ｈ－002	９－11Ｋ－Ｈ－001
〃　〃　－Ｂ型	〃　－１	〃　－１
〃　〃　－Ｃ型	〃　－２	〃　－２
〃　〃　－Ｄ型	〃　－３	〃　－３
〃　〃　－Ｅ型	〃　－４	〃　－４
ダイカン浄化槽　ＤＴＲ－Ｆ型	９－06－Ｈ－003	９－11Ｋ－Ｈ－002
〃　〃　－Ｇ型	〃　－１	〃　－１
〃　〃　－Ｈ型	〃　－２	〃　－２
〃　〃　－Ｉ型	〃　－３	〃　－３
〃　〃　－Ｊ型	〃　－４	〃　－４
〃　〃　－Ｋ型	〃　－５	〃　－５
〃　〃　－Ｌ型	〃　－６	〃　－６
〃　〃　－Ｍ型	〃　－７	〃　－７
〃　〃　－Ｎ型	〃　－８	〃　－８
〃　〃　－Ｏ型	〃　－９	〃　－９
〃　〃　－Ｐ型	〃　－10	〃　－10
〃　〃　－Ｑ型	〃　－11	〃　－11
ダイカン浄化槽　ＤＴＲ－Ｒ型	９－06－Ｈ－004	９－11Ｋ－Ｈ－003
〃　〃　－Ｓ型	〃　－１	〃　－１
〃　〃　－Ｔ型	〃　－２	〃　－２
〃　〃　－Ｕ型	〃　－３	〃　－３

官報告

国家試験

第 68 回作業環境測定士試験の実施

作業環境測定法施行規則（昭和50年労働省令第20号）第18条の規定に基づき、第68回作業環境測定士試験の日時、場所その他試験の実施に関し必要な事項を次のとおり公告する。

平成 23 年 10 月３日

厚生労働大臣　小宮山洋子

1　試験の種類及び日時　第二種作業環境測定士試験　平成24年２月13日（月）午前10時から

2　試験地　北海道、宮城県、千葉県、愛知県、兵庫県、広島県及び福岡県

3　受験資格

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校において理科系統の正規の課程を修めて卒業した者で、その後１年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

⑵　学校教育法による高等学校又は中等教育学校において理科系統の正規の学科を修めて卒業した者で、その後３年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

⑶　学校教育法による大学（旧大学令（大正７年勅令第388号）による大学を含む。）又は高等専門学校（旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校を含む。）において理科系統の正規の課程以外の課程を修めて卒業した者で、その後３年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

⑷　学校教育法による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）又は中等教育学校において理科系統の正規の学科以外の学科を修めて卒業した者で、その後５年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

⑸　職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による職業能力開発総合大学校（職業能力開発促進法及び雇用促進事業団法の一部を改正する法律（平成９年法律第45号）による改正前の職業能力開発促進法による職業能力開発大学校及び職業能力開発促進法の一部を改正する法律（平成４年法律第67号）による改正前の職業能力開発促進法による職業訓練大学校を含む。）において長期課程（職業訓練法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（昭和60年労働省令第23号）による改正前の職業訓練法施行規則（昭和44年労働省令第24号。以下「昭和60年改正前の職業訓練法施行規則」という。）の規定による長期指導員訓練課程を含む。）の指導員訓練（当該訓練において履修すべき専門学科の主たる科目が理科系統の科目であるものに限る。）を修了した者で、その後１年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

⑹　職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第９条に定める応用課程の高度職業訓練のうち同令別表第７に定めるところにより行われるもの（当該訓練において履修すべき専攻学科の主たる科目が理科系統の科目であるものに限る。）を修了した者で、その後１年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

⑺　職業能力開発促進法施行規則第９条に定める専門課程の高度職業訓練のうち同令別表第６に定めるところにより行われるもの（職業能力開発促進法施行規則等の一部を改正する省令（平成５年労働省令第１号。⑼において「平成５年改正省令」という。）による改正前の職業能力開発促進法施行規則（以下「旧能開規則」という。）別表第３の２に定めるところにより行われる専門課程の養成訓練並びに昭和60年改正前の職業訓練法施行規則別表第１の専門訓練課程及び職業訓練法の一部を改正する法律（昭和53年法律第40号）による改正前の職業訓練法（以下「旧職業訓練法」という。）第９条第１項の特別高等訓練課程の養成訓練を含む。）（当該訓練において履修すべき専攻学科又は専門学科の主たる科目が理科系統の科目であるものに限る。）を修了した者で、その後１年以上労働衛生の実務に従事した経験を有するもの

⑻　職業能力開発促進法施行規則第９条に定める普通課程の普通職業訓練のうち同令別表第２に定めるところにより行われるもの（旧能開規則別表第３に定めるところにより行われる普通課程の養成訓練並びに昭和60年改正前の職業訓練法施行規則別表第１の普通訓練課